別記様式第２号（第５条関係）

スポーツ合宿等に係る宿泊施設の使用に関する承諾書

　年 　月　 日

申請者　住　所

氏　名

私は、スポーツ合宿等に係る宿泊施設の使用申請にあたり、次の内容について承諾するとともに、使用者すべてに遵守させることを誓約します。

１　使用者と使用期間

　申請書の記載のとおり

２　使用料

⑴　使用料は、１泊につき３，３００円とし、使用開始日までに納付しなければならない。

⑵　使用料には、宿泊施設に備付けの家財道具一式に係る使用料並びに電気料、ガス代及び上下水道料を含むものとする。

⑶　飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費等の使用料に含まれない費用は、申請者の負担とする。

３　使用要件

⑴　スポーツ団体又は学生サークルであること。

⑵　使用目的がスポーツ合宿等であること。

⑶　スポーツ団体の場合、スポーツ合宿に使用するスポーツ施設の使用許可を得ていること。

⑷　未成年のみでの使用でないこと。

⑸　府中市暴力団排除条例（平成２４年府中市条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

４　遵守事項

　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　外出時、就寝時等に施錠するなど、宿泊施設を善良な管理者の注意をもって管理すること。

⑵　宿泊施設内は禁煙とし、火気の取扱いに注意するとともに、設備及び備品を適切に取り扱うこと。

⑶　宿泊施設周辺の清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。

⑷　ごみは、決められたルールに従い排出すること。

⑸　使用者は、宿泊施設の鍵を紛失したときは、直ちに市長にその旨を報告すること。

⑹　使用期間が満了したときは、直ちに鍵を市長に返却すること。

⑺　退去するときは、宿泊施設内の清掃をすること。

⑻　第６条第２項の規定により付された条件

⑼　その他使用に関し、市長が必要と認める事項

≪裏面に続く≫

５　制限される行為

使用者は、宿泊施設及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。

⑵　興行を行うこと。

⑶　動物の飼育又は植物の栽培をすること。ただし、身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）による介助犬、盲導犬及び聴導犬は除く。

⑷　展示会その他これに類する催しをすること。

⑸　文書、図書その他の印刷物を宿泊施設その他の設備に貼り付け、又は周辺住民に配布すること。

⑹　宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。

⑺　政治活動その他これに類する行為をすること。

⑻　周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

⑼　宿泊施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

⑽　使用者ではない者を宿泊施設に住まわせること。

⑾　建物の建築又は工作物を設置すること。

⑿　その他使用にふさわしくない行為をすること。

６　許可の取消し

市長は、使用者がこの承諾書の内容に違反した場合及び宿泊施設の使用を継続することが困難であると判断した場合は、許可を取り消すことができる。この場合、既に納入した使用料は還付しない。

７　明渡し

⑴　使用者は、使用期間の満了後は、直ちに宿泊施設を明け渡さなければならない。その際には、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、宿泊施設を原状回復しなければならない。また、市長に、宿泊施設の使用許可を取り消された場合も同様とする。

⑵　使用者は、明渡しをするときには、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。

⑶　市長及び使用者は、原状回復が必要な場合は、その内容及び方法について協議するものとする。

８　立入り

市長は、宿泊施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても宿泊施設内に立ち入ることができるものとする。この場合、使用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒否することはできない。

９　特別設備又は特殊備品の搬入

　　使用者は、宿泊施設の使用に当たり、特別な設備又は特殊な備品の搬入をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

10　損害賠償

　　使用者は、使用者の故意又は過失により宿泊施設その他の設備又は備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、市長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

11　事故免責

宿泊施設が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、使用期間中に宿泊施設の内外で使用者に損害を及ぼす事故が生じた場合において、市はその賠償の責を負わないものとする。

12　協議

市長及び使用者は、本承諾書及び府中市スポーツ合宿等に係る宿泊施設貸付要綱に定めがない事項並びに本承諾書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。